

募集要項 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新																																																					
募集要項	2	第2	2				長崎市長 田上 富久	長崎市長 鈴木 史朗																																																					
	3	第2	5	(4)			本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年7月31日までとする。	本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年7月31日までとする。																																																					
	5	第2	8				<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和5年9月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日～令和22年7月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>事業契約締結日～令和7年6月30日</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>施設引渡し日～令和7年9月1日</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>令和7年9月2日</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和22年7月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和22年7月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和5年9月	事業期間	事業契約締結日～令和22年7月31日	設計・建設期間	事業契約締結日～令和7年6月30日	開業準備期間	施設引渡し日～令和7年9月1日	運用開始日	令和7年9月2日	維持管理期間	施設引渡し日～令和22年7月31日	運営期間	運用開始日～令和22年7月31日	<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和6年3月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日～令和23年7月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>事業契約締結日～令和8年5月31日</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>施設引渡し日～令和8年9月1日</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>令和8年9月2日</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和23年7月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和23年7月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和6年3月	事業期間	事業契約締結日～令和23年7月31日	設計・建設期間	事業契約締結日～令和8年5月31日	開業準備期間	施設引渡し日～令和8年9月1日	運用開始日	令和8年9月2日	維持管理期間	施設引渡し日～令和23年7月31日	運営期間	運用開始日～令和23年7月31日																									
	事業契約締結	令和5年9月																																																											
	事業期間	事業契約締結日～令和22年7月31日																																																											
	設計・建設期間	事業契約締結日～令和7年6月30日																																																											
	開業準備期間	施設引渡し日～令和7年9月1日																																																											
	運用開始日	令和7年9月2日																																																											
	維持管理期間	施設引渡し日～令和22年7月31日																																																											
	運営期間	運用開始日～令和22年7月31日																																																											
事業契約締結	令和6年3月																																																												
事業期間	事業契約締結日～令和23年7月31日																																																												
設計・建設期間	事業契約締結日～令和8年5月31日																																																												
開業準備期間	施設引渡し日～令和8年9月1日																																																												
運用開始日	令和8年9月2日																																																												
維持管理期間	施設引渡し日～令和23年7月31日																																																												
運営期間	運用開始日～令和23年7月31日																																																												
6	第3	1	(5)			(5) 本事業へ参加したことをもって、本市が別途公募する「(仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業」への参加が制限されることはない。ただし、本事業と「(仮称)長崎市中部学校給食センター整備運営事業」の両方の事業に参加する場合、全く同一のグループの構成で参加する応募者以外の応募者については、参加表明時に「複数事業の応募に係る誓約書(様式1-12)」を提出すること。	(削除)																																																						
10	第4					<table border="1"> <thead> <tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和4年12月12日</td><td>募集要項等の公表</td></tr> <tr><td>令和4年12月23日</td><td>募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催</td></tr> <tr><td>令和4年12月28日</td><td>募集要項等に関する第1回質問受付締切</td></tr> <tr><td>令和5年1月下旬</td><td>募集要項等に関する第1回質問・回答の公表</td></tr> <tr><td>令和5年2月10日</td><td>募集要項等に関する第2回質問受付締切</td></tr> <tr><td>令和5年2月17日</td><td>資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)</td></tr> <tr><td>令和5年3月上旬</td><td>募集要項等に関する第2回質問・回答の公表</td></tr> <tr><td>令和5年3月上旬</td><td>資格審査の通知</td></tr> <tr><td>令和5年4月14日</td><td>提案審査に関する書類の提出期限</td></tr> <tr><td>令和5年5月下旬</td><td>提案審査及びヒアリング等</td></tr> <tr><td>令和5年6月上旬</td><td>優先交渉権者の決定及び公表</td></tr> <tr><td>令和5年6月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr> <tr><td>令和5年7月下旬</td><td>仮契約の締結</td></tr> <tr><td>令和5年9月下旬</td><td>長崎市議会の議決、事業契約の締結</td></tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	令和4年12月12日	募集要項等の公表	令和4年12月23日	募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催	令和4年12月28日	募集要項等に関する第1回質問受付締切	令和5年1月下旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表	令和5年2月10日	募集要項等に関する第2回質問受付締切	令和5年2月17日	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)	令和5年3月上旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表	令和5年3月上旬	資格審査の通知	令和5年4月14日	提案審査に関する書類の提出期限	令和5年5月下旬	提案審査及びヒアリング等	令和5年6月上旬	優先交渉権者の決定及び公表	令和5年6月下旬	基本協定の締結	令和5年7月下旬	仮契約の締結	令和5年9月下旬	長崎市議会の議決、事業契約の締結	<table border="1"> <thead> <tr><th>日 程</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和5年7月10日</td><td>募集要項等の公表</td></tr> <tr><td>令和5年8月10日</td><td>募集要項等に関する質問受付締切</td></tr> <tr><td>令和5年8月下旬</td><td>募集要項等に関する質問・回答の公表</td></tr> <tr><td>令和5年9月15日</td><td>資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)</td></tr> <tr><td>令和5年9月下旬</td><td>資格審査の通知</td></tr> <tr><td>令和5年10月20日</td><td>提案審査に関する書類の提出期限</td></tr> <tr><td>令和5年11月下旬</td><td>提案審査及びヒアリング等</td></tr> <tr><td>令和5年12月上旬</td><td>優先交渉権者の決定及び公表</td></tr> <tr><td>令和5年12月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr> <tr><td>令和6年1月下旬</td><td>仮契約の締結</td></tr> <tr><td>令和6年3月中旬</td><td>長崎市議会の議決、事業契約の締結</td></tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	令和5年7月10日	募集要項等の公表	令和5年8月10日	募集要項等に関する質問受付締切	令和5年8月下旬	募集要項等に関する質問・回答の公表	令和5年9月15日	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)	令和5年9月下旬	資格審査の通知	令和5年10月20日	提案審査に関する書類の提出期限	令和5年11月下旬	提案審査及びヒアリング等	令和5年12月上旬	優先交渉権者の決定及び公表	令和5年12月下旬	基本協定の締結	令和6年1月下旬	仮契約の締結	令和6年3月中旬	長崎市議会の議決、事業契約の締結
日 程	内 容																																																												
令和4年12月12日	募集要項等の公表																																																												
令和4年12月23日	募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催																																																												
令和4年12月28日	募集要項等に関する第1回質問受付締切																																																												
令和5年1月下旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表																																																												
令和5年2月10日	募集要項等に関する第2回質問受付締切																																																												
令和5年2月17日	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)																																																												
令和5年3月上旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表																																																												
令和5年3月上旬	資格審査の通知																																																												
令和5年4月14日	提案審査に関する書類の提出期限																																																												
令和5年5月下旬	提案審査及びヒアリング等																																																												
令和5年6月上旬	優先交渉権者の決定及び公表																																																												
令和5年6月下旬	基本協定の締結																																																												
令和5年7月下旬	仮契約の締結																																																												
令和5年9月下旬	長崎市議会の議決、事業契約の締結																																																												
日 程	内 容																																																												
令和5年7月10日	募集要項等の公表																																																												
令和5年8月10日	募集要項等に関する質問受付締切																																																												
令和5年8月下旬	募集要項等に関する質問・回答の公表																																																												
令和5年9月15日	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)																																																												
令和5年9月下旬	資格審査の通知																																																												
令和5年10月20日	提案審査に関する書類の提出期限																																																												
令和5年11月下旬	提案審査及びヒアリング等																																																												
令和5年12月上旬	優先交渉権者の決定及び公表																																																												
令和5年12月下旬	基本協定の締結																																																												
令和6年1月下旬	仮契約の締結																																																												
令和6年3月中旬	長崎市議会の議決、事業契約の締結																																																												
11	第5	1				住 所:〒850-8685 長崎県長崎市桜町2番22号(長崎市役所本館4階) (令和5年1月16日以降:〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号12階) 電 話:095-801-1720 FAX:095-829-1298	住 所:〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号(長崎市役所12階) 電 話:095-801-1720 FAX:095-829-2066																																																						
11	第5	2	(1)			特定事業の選定を踏まえ、令和4年12月12日(月)に、募集要項等を本市ホームページで公表する。	特定事業の選定を踏まえ、令和5年7月10日(月)に、募集要項等を本市ホームページで公表する。																																																						
11	第5	2	(2)			(2) 募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催	(削除)																																																						
11	第5	2	(2), (3)			(3) 募集要項等に関する第1回質問及び意見・回答 募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。 ア. 受付期限:募集要項等公表の日から令和4年12月28日(水)正午まで イ. 受付方法:別紙様式2「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第5の1に記載の担当窓口にて電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。 ウ. 回答:令和5年1月下旬に本市ホームページで公表する予定である。	(2) 募集要項等に関する(削除)質問及び意見・回答 募集要項等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。 ア. 受付期限:募集要項等公表の日から令和5年8月10日(木)正午まで イ. 受付方法:別紙様式1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第5の1に記載の担当窓口にて電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。 ウ. 回答:令和5年8月下旬に本市ホームページで公表する予定である。																																																						

募集要項 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
募集要項	11	第5	2	(4)			(4) 募集要項等に関する第2回質問及び意見・回答	(削除)
	11	第5	2	(3), (5)			(5) 資格審査に関する書類(参加表明書等)の受付 応募者は、資格審査に関する書類(参加表明書等)を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。 ア. 受付期限:持参の場合は令和5年2月17日(金)正午まで。郵送の場合は令和5年2月17日(金)必着。	(3) 資格審査に関する書類(参加表明書等)の受付 応募者は、資格審査に関する書類(参加表明書等)を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。 ア. 受付期限:持参の場合は令和5年9月15日(金)正午まで。郵送の場合は令和5年9月15日(金)必着。
	11	第5	2	(4), (6)			(6) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法 応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。 ア. 受付期限:持参の場合は令和5年4月14日(金)正午まで。郵送の場合は令和5年4月14日(金)必着。	(4) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法 応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。 ア. 受付期限:持参の場合は令和5年10月20日(金)正午まで。郵送の場合は令和5年10月20日(金)必着。
	12	第5	2	(5), (7)			(7) ヒアリングの実施 本市は、応募者に対し、令和5年5月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。	(5) ヒアリングの実施 本市は、応募者に対し、令和5年11月下旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。
	12	第5	2	(6), (8)			(8) 審査の手順 (中略) カ. 優先交渉権者及び次点交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和5年6月上旬に決定通知を行う。	(6) 審査の手順 (中略) カ. 優先交渉権者及び次点交渉権者となった応募者の代表企業に対して、令和5年12月上旬に決定通知を行う。
	13	第5	4				5,926,348千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	6,665,976千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
	15	第7	1				その他 隣接する市営住宅前面の横断歩道を給食センター関連の車両が通行することは不可とする。東側出入口を基本とし、伊王島小中及び香焼小、香焼中への配送のみ敷地北側の出入口からの配送を可能とする。	その他 隣接する市営住宅前面の横断歩道を給食センター関連の車両が通行することは不可とする。東側出入口を基本とし、伊王島小中及び香焼小、香焼中への配送のみ敷地北側の出入口からの配送を可能とする。 ・施設規模については事業者の提案によるものとするが、参考までに本市が想定する施設規模は2,500㎡程度である。
	16	第7	4	(2)			(2) 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と応募者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を0.836%とする。	(2) 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と応募者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を0.786%とする。
	18	第8	3	(2)			(2) 契約締結時期及び事業期間 仮契約 令和5年7月下旬 長崎市議会の議決 令和5年9月下旬 事業期間は、事業契約締結日から令和22年7月31日までとする。	(2) 契約締結時期及び事業期間 仮契約 令和6年1月下旬 長崎市議会の議決 令和6年3月中旬 事業期間は、事業契約締結日から令和23年7月31日までとする。
	20	第9	1	(1)			・様式1-9 委任状(構成企業→代表企業) (中略) ・様式1-12 複数事業の応募に係る誓約書(複数事業に応募する場合のみ)	・様式1-9 委任状(構成企業→代表企業、協力企業→代表企業) (中略) (削除)
22	第10	2				2. 応募の辞退 本事業の応募を辞退する者は、令和5年5月下旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届(様式2-1)を第5の1の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。なお、ヒアリングの実施後の辞退は認めないものとする。	2. 応募の辞退 本事業の応募を辞退する者は、令和5年11月下旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届(様式2-1)を第5の1の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。なお、ヒアリングの実施後の辞退は認めないものとする。	
23	第10	5				5. 議会の議決 本市は、債務負担行為に関する議案を令和5年2月長崎市議会定例会に、契約に関する議案を令和5年9月長崎市議会定例会に提出する予定である。	5. 議会の議決 本市は、契約に関する議案を令和6年2月長崎市議会定例会に提出する予定である。	

要求水準書 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新																												
要求水準書	5	第1	3	(4)			<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和5年9月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日～令和22年7月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>事業契約締結日～令和7年6月30日</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>施設引渡し日～令和7年9月1日</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>令和7年9月2日</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和22年7月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和22年7月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和5年9月	事業期間	事業契約締結日～令和22年7月31日	設計・建設期間	事業契約締結日～令和7年6月30日	開業準備期間	施設引渡し日～令和7年9月1日	運用開始日	令和7年9月2日	維持管理期間	施設引渡し日～令和22年7月31日	運営期間	運用開始日～令和22年7月31日	<table border="1"> <tr><td>事業契約締結</td><td>令和6年3月</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日～令和23年7月31日</td></tr> <tr><td>設計・建設期間</td><td>事業契約締結日～令和8年5月31日</td></tr> <tr><td>開業準備期間</td><td>施設引渡し日～令和8年9月1日</td></tr> <tr><td>運用開始日</td><td>令和8年9月2日</td></tr> <tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡し日～令和23年7月31日</td></tr> <tr><td>運営期間</td><td>運用開始日～令和23年7月31日</td></tr> </table>	事業契約締結	令和6年3月	事業期間	事業契約締結日～令和23年7月31日	設計・建設期間	事業契約締結日～令和8年5月31日	開業準備期間	施設引渡し日～令和8年9月1日	運用開始日	令和8年9月2日	維持管理期間	施設引渡し日～令和23年7月31日	運営期間	運用開始日～令和23年7月31日
	事業契約締結	令和5年9月																																		
	事業期間	事業契約締結日～令和22年7月31日																																		
	設計・建設期間	事業契約締結日～令和7年6月30日																																		
	開業準備期間	施設引渡し日～令和7年9月1日																																		
	運用開始日	令和7年9月2日																																		
	維持管理期間	施設引渡し日～令和22年7月31日																																		
	運営期間	運用開始日～令和22年7月31日																																		
	事業契約締結	令和6年3月																																		
	事業期間	事業契約締結日～令和23年7月31日																																		
	設計・建設期間	事業契約締結日～令和8年5月31日																																		
	開業準備期間	施設引渡し日～令和8年9月1日																																		
	運用開始日	令和8年9月2日																																		
	維持管理期間	施設引渡し日～令和23年7月31日																																		
運営期間	運用開始日～令和23年7月31日																																			
7	第1	5	(1)	フ	(サ)	長崎市個人情報保護条例	(削除)																													
8	第1	6	(1)	ア	(キ)	<p>その他 隣接する市営住宅前面の横断歩道を給食センター関連の車両が通行することは不可とする。東側出入口を基本とし、伊王島小中及び香焼小、香焼中への配送のみ敷地北側の出入口からの配送を可能とする。</p>	<p>その他 ・隣接する市営住宅前面の横断歩道を給食センター関連の車両が通行することは不可とする。東側出入口を基本とし、伊王島小中及び香焼小、香焼中への配送のみ敷地北側の出入口からの配送を可能とする。 ・施設規模については事業者の提案によるものとするが、参考までに本市が想定する施設規模は2,500㎡程度である。</p>																													
11	第1	6	(1)	ウ		南部学校給食センターは、令和7年9月2日から運用開始できるよう施設整備を行うこと。	南部学校給食センターは、令和8年9月2日から運用開始できるよう施設整備を行うこと。																													
11	第1	6	(2)	ウ		<p>学校の始業式・終業式の日程(令和4年度)は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>始業式</th> <th>終業式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学期</td> <td>令和4年4月6日</td> <td>令和4年7月20日</td> </tr> <tr> <td>2学期</td> <td>令和4年9月1日</td> <td>令和4年12月23日</td> </tr> <tr> <td>3学期</td> <td>令和5年1月10日</td> <td>令和5年3月24日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	始業式	終業式	1学期	令和4年4月6日	令和4年7月20日	2学期	令和4年9月1日	令和4年12月23日	3学期	令和5年1月10日	令和5年3月24日	<p>学校の始業式・終業式の日程(令和5年度)は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>始業式</th> <th>終業式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学期</td> <td>令和5年4月7日</td> <td>令和5年7月20日</td> </tr> <tr> <td>2学期</td> <td>令和5年9月1日</td> <td>令和5年12月22日</td> </tr> <tr> <td>3学期</td> <td>令和6年1月9日</td> <td>令和6年3月22日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	始業式	終業式	1学期	令和5年4月7日	令和5年7月20日	2学期	令和5年9月1日	令和5年12月22日	3学期	令和6年1月9日	令和6年3月22日					
区分	始業式	終業式																																		
1学期	令和4年4月6日	令和4年7月20日																																		
2学期	令和4年9月1日	令和4年12月23日																																		
3学期	令和5年1月10日	令和5年3月24日																																		
区分	始業式	終業式																																		
1学期	令和5年4月7日	令和5年7月20日																																		
2学期	令和5年9月1日	令和5年12月22日																																		
3学期	令和6年1月9日	令和6年3月22日																																		
12	第1	6	(3)			配送校及び配食数等(令和4年5月1日現在)	配送校及び配食数等(令和5年5月1日現在)																													
41	第3	2	(1)			南部学校給食センターは、令和7年6月30日までに建設工事を完了し、本市へ引き渡すこと。	南部学校給食センターは、令和8年5月31日までに建設工事を完了し、本市へ引き渡すこと。																													
55	第5	1	(1)			「建築保全業務共通仕様書 平成30年版」	「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」																													
78	第6	6				給食開始時間及び給食終了時間(令和4年5月1日現在)	給食開始時間及び給食終了時間(令和5年5月1日現在)																													
資料5							児童生徒推計(令和4年5月1日現在)	児童生徒推計(令和5年5月1日現在)																												
資料6							令和7年9月以降の配送校	(削除)																												
資料9							配食数及び学級数の内訳(令和4年5月1日現在)	配食数及び学級数の内訳(令和5年5月1日現在)																												

選定基準 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
選定基準	目次	第5	4				4.最優秀提案の選定	4.総合評価点の算定及び最優秀提案の選定
	目次	第6	1				1.優先交渉権者の決定	1.優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
	4	第5	3				なお、提案上限価格は、 <u>5,926,348</u> 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、提案上限価格を超える場合は失格とする。	なお、提案上限価格は、 <u>6,665,976</u> 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、提案上限価格を超える場合は失格とする。

様式集 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
様式集(資格審査)							1. 資格審査に関する書類 (中略) (9) 委任状(構成企業→代表企業)(様式 1-9) (中略) (12)複数事業の応募に係る誓約書(様式 1-12) (13)会社概要書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)(書式自由) (14)定款(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)(書式自由) (15)決算報告書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (16)登記簿謄本(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)(書式自由) (17)納税証明書(その1)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (18)納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (19)納税証明書(市税:法人市民税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)	1. 資格審査に関する書類 (中略) (9) 委任状(構成企業→代表企業、協力企業→代表企業)(様式 1-9) (中略) (12)削除 (12)会社概要書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)(書式自由) (13)定款(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)(書式自由) (14)決算報告書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (15)登記簿謄本(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)(書式自由) (16)納税証明書(その1)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (17)納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由) (18)納税証明書(市税:法人市民税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)
	様式1-1						令和4年12月12日付で公表された(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項等に基づき、本事業への応募手続きに参加することを表明します。	令和5年7月10日付で公表された(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項等に基づき、本事業への応募手続きに参加することを表明します。
	様式1-2						令和4年12月12日付で公表された(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項に基づき、資格審査を申請します。	令和5年7月10日付で公表された(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項に基づき、資格審査を申請します。
	様式1-9						-	委任状(協力企業→代表企業)の様式追加
	様式1-12						-	(削除)
	様式2-1						令和4年12月12日付で公募された「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」について、応募を辞退します。	令和5年7月10日付で公募された「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」について、応募を辞退します。
	様式2-2						令和4年12月12日付で公募された「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」の資格審査に関する提出書類のうち、様式1-8応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表に記載した内容の一部変更について、承諾願います。	令和5年7月10日付で公募された「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」の資格審査に関する提出書類のうち、様式1-8応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表に記載した内容の一部変更について、承諾願います。

様式集 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
様式集(提案 審査)	様式A-1						・なお、令和4年12月12日付で公表されました募集要項に定められた応募者に関する条件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。	・なお、令和5年7月10日付で公表されました募集要項に定められた応募者に関する条件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。
	様式A-4(別表) 別表①～④						一時支払金 令和7年10月、令和8年1月、令和8年4月… 令和22年4月、令和22年7月、令和22年10月	一時支払金 令和8年10月、令和9年1月、令和9年4月… 令和23年4月、令和23年7月、令和23年10月
	様式A-5						令和4年12月12日に公表されました「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」の公募において提出する「提案審査に関する書類」は、「要求水準書及び添付書類」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。	令和5年7月10日に公表されました「(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業」の公募において提出する「提案審査に関する書類」は、「要求水準書及び添付書類」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。
	様式I-20						■給食配送計画表(様式I-20) (中略) ・調理後2時間以内とは、加熱終了時から喫食を開始するまでの時間であり、汁物等の配付開始時刻から給食開始時間の10分後までの時刻とする。各配送校の給食開始時間は、要求水準書の「給食開始時間及び給食終了時間(令和5年4月1日現在)」を参照することとし、曜日によって給食開始時間が異なることに留意すること。	■給食配送計画表(様式I-20) (中略) ・調理後2時間以内とは、加熱終了時から喫食を開始するまでの時間であり、汁物等の配付開始時刻から給食開始時間の10分後までの時刻とする。各配送校の給食開始時間は、要求水準書の「給食開始時間及び給食終了時間(令和5年5月1日現在)」を参照することとし、曜日によって給食開始時間が異なることに留意すること。
	様式J-1						2. 割賦金利(提案金利)について (1)割賦金利について 割賦金利:基準金利0.836%+スプレッド □ % = □ % ※ 割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利を0.836%とする。	2. 割賦金利(提案金利)について (1)割賦金利について 割賦金利:基準金利0.786%+スプレッド □ % = □ % ※ 割賦金利は、元利均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利を0.786%とする。
	様式J-2						事業年度:-1→令和5年度…16→令和22年度	事業年度:-1→令和6年度…16→令和23年度
	様式K-2						事業年度:-1→令和5年度…16→令和22年度	事業年度:-1→令和6年度…16→令和23年度

基本協定書(案) 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
基本協定書 (案)	3	第6条	5	(1)			私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は優先交渉権が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
	3	第6条	5	(2)			納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が優先交渉権又は優先交渉権が構成事業者である事業者団体(以下「優先交渉権等」という。))に対して行われたときは、優先交渉権等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。	納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が優先交渉権者又は優先交渉権者が構成事業者である事業者団体(以下「優先交渉権者等」という。))に対して行われたときは、優先交渉権者等に対する命令で確定したものをいい、優先交渉権者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
	3	第6条	5	(3)			前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。	前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
	3	第6条	5	(4)			優先交渉権(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。	優先交渉権者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
	3	第6条	5	(6)			役員等(優先交渉権が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。	役員等(優先交渉権者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
	4	第6条	5	(12)			優先交渉権が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合(第11号に該当する場合を除く。))に、市が優先交渉権に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権がこれに従わなかったとき。	優先交渉権者が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合(第11号に該当する場合を除く。))に、市が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。
	7						長崎市長 田上 富久	長崎市長 鈴木 史朗
	1						長崎市長 田上 富久 様	長崎市長 鈴木 史朗 様

事業契約書(案) 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
事業契約書							3 事業期間 事業契約締結日から令和22年7月31日まで	3 事業期間 事業契約締結日から令和23年7月31日まで
							代表者 長崎市長 田上 富久	代表者 長崎市長 鈴木 史朗
	3	第8条					(1) 事業期間 本契約締結日から令和22年7月31日まで (2) 設計・建設期間 本契約締結日から令和7年●月●日まで (3) 引渡し予定日 令和7年●月●日 (4) 開業準備期間 施設引渡し日から令和7年9月1日まで (5) 運用開始日 令和7年9月2日 (6) 維持管理期間 施設引渡し日から令和22年7月31日まで (7) 運営期間 運用開始日から令和22年7月31日まで ※上記の設計・建設期間及び引渡し予定日の各日程は、事業者の提案に基づき記入する。 なお、開業準備期間については、2か月以上の期間を確保することとする。	(1) 事業期間 本契約締結日から令和23年7月31日まで (2) 設計・建設期間 本契約締結日から令和8年●月●日まで (3) 引渡し予定日 令和8年●月●日 (4) 開業準備期間 施設引渡し日から令和8年9月1日まで (5) 運用開始日 令和8年9月2日 (6) 維持管理期間 施設引渡し日から令和23年7月31日まで (7) 運営期間 運用開始日から令和23年7月31日まで ※上記の設計・建設期間及び引渡し予定日の各日程は、事業者の提案に基づき記入する。 なお、開業準備期間については、3か月以上の期間を確保することとする。
	26	第63条					第63条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和22年7月31日までとする。	第63条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和23年7月31日までとする。
	29	第66条		(6) ~ (9)			(6) 役員等(事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又は、その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。 (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	(6) 役員等(事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。 (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
35	第73条	3	(1)			(1) 南部学校給食センター等の引渡し前においては、当該追加費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。	(1) 南部学校給食センター等の引渡し前においては、当該追加費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用のうち、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を市の負担とする。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、市が損害合計額を負担する。	
40	別紙1					(7) 「募集要項等」とは、令和4年12月12日に市が公表した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項及びその添付資料並びに公募開始後に上記資料に関して受けつけた質問に対する市の回答をいう。 (8) 「要求水準書等」とは、令和4年12月12日に市が公表した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業要求水準書及びその添付資料並びに公募開始後に上記資料に関して受けつけた質問に対する市の回答をいう。	(7) 「募集要項等」とは、令和5年7月10日に市が公表した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業募集要項及びその添付資料並びに公募開始後に上記資料に関して受けつけた質問に対する市の回答をいう。 (8) 「要求水準書等」とは、令和5年7月10日に市が公表した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業要求水準書及びその添付資料並びに公募開始後に上記資料に関して受けつけた質問に対する市の回答をいう。	

事業契約書(案) 新旧対照表

資料	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	旧	新
事業契約書	45	別紙4	1	(1)			(中略) また、この基準金利確定後、事業者提案による利鞘の改定は行わないこととする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.836%とする。	(中略) また、この基準金利確定後、事業者提案による利鞘の改定は行わないこととする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は0.786%とする。
	46	別紙4	3	(1), (2)			(1) 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について 市は、南部学校給食センターの引渡しを受けた後、事業者からの請求手続を経て令和7年9月に一時支払金の支払いを行う。その後、令和7年10月から令和22年10月まで年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)により元利均等にて支払うこととする。 なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の変更があった場合に事業者と金融機関等の中で事務手数料等が発生する場合には、事業者の負担とする。 (2) 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について 市は、維持管理及び運営業務のサービスの対価について、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和7年7月～9月分)を令和7年10月末日までに、第2回(令和7年10月～12月分)を令和8年1月末日までに、第3回(令和8年1月～3月分)を令和8年4月末日までに、第4回(令和8年4月～6月分)を令和8年7月末日までに、以降、令和22年10月まで年4回支払うこととする。なお、開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、令和7年10月から令和22年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする。	(1) 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について 市は、南部学校給食センターの引渡しを受けた後、事業者からの請求手続を経て令和8年9月に一時支払金の支払いを行う。その後、令和8年10月から令和23年10月まで年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)により元利均等にて支払うこととする。 なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の変更があった場合に事業者と金融機関等の中で事務手数料等が発生する場合には、事業者の負担とする。 (2) 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について 市は、維持管理及び運営業務のサービスの対価について、事業者からの請求手続を経て、第1回(令和8年7月～9月分)を令和8年10月末日までに、第2回(令和8年10月～12月分)を令和9年1月末日までに、第3回(令和9年1月～3月分)を令和9年4月末日までに、第4回(令和9年4月～6月分)を令和9年7月末日までに、以降、令和23年10月まで年4回支払うこととする。なお、開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、令和8年10月から令和23年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする。
	47～56	表3～ 表4の3					支払時期 令和7年10月、令和8年1月、令和8年4月… 令和22年4月、令和22年7月、令和22年10月	支払時期 令和8年10月、令和9年1月、令和9年4月… 令和23年4月、令和23年7月、令和23年10月
	57	別紙5	1				・改定方法については、令和5年4月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、南部学校給食センターの工事着工日の属する月の同指数と比較して1.5ポイントを超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。 (中略) 物価変動率=(工事着工日の属する月の建築費指数/令和5年4月の建築費指数)-1	・改定方法については、令和5年10月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、南部学校給食センターの工事着工日の属する月の同指数と比較して1.5ポイントを超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。 (中略) 物価変動率=(工事着工日の属する月の建築費指数/令和5年10月の建築費指数)-1
	57	別紙5	3	(1)			・改定方法については、次項表2「維持管理費及び運営費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては令和4年1月から令和4年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。	・改定方法については、次項表2「維持管理費及び運営費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては令和5年1月から令和5年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う
	58	別紙5	3	(1)			表1 CSPI4:令和4年1月から令和4年12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)	表1 CSPI4:令和5年1月から令和5年12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)
	59	別紙5	3	(2)			・改定方法については、下表4「光熱水費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては、令和4年1月から令和4年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。	・改定方法については、下表4「光熱水費の改定に用いる指標」を用い、前回改定年(初回の改定時に対しては、令和5年1月から令和5年12月まで)の指数の平均値と比較して3ポイントを超える差が生じた場合又は初回若しくは前回改定時から累積で3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。
	59	別紙5	3	(2)			表3 CSPI4:令和4年1月から令和4年12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)	表3 CSPI4:令和5年1月から令和5年12月までの企業向けサービス価格指数(Corporate Service Price Index)の年間平均値(確定値)